

(6) 決裁遅延及び支払等遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 健康づくり課</p>	<p>第1回大阪府指定難病審査会の会場使用料について、経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、会場使用日以降の日に行われていた。</p> <p>また、契約の当事者が、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払は、相手方が支払請求をした日から15日以内に行う必要があるが、支払が遅延していた。</p> <p>(1) 会場使用日：平成26年12月11日 (2) 経費支出伺の起案日：平成27年2月2日 決裁日：平成27年2月5日 (3) 支出額：14,897円 (4) 請求書日付：平成26年12月15日 (5) 支出命令伺の起案日：平成27年2月5日 決裁日：平成27年2月6日 (6) 支払日：平成27年2月17日</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われた。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 (契約書の作成) 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (定をしなかつた場合) 第10条 政府契約の当事者が第4条ただし書の規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第4条ただし書の場合を除き同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。 (この法律の準用) 第14条 この法律（第12条及び前条第2項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また大阪府財務規則の規定を踏まえた委託契約事務及び補助交付金事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>健康医療部 保健医療室 保健医療企画課</p>	<p>支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならないが、「平成26年度大阪府視覚障がい者施術所整備運営資金融資に係る信用保証料負担に関する契約」に基づく負担金の交付について、支出負担行為が、経費支出伺書の起票日を平成27年3月31日に遡る形で起案、決裁されていた。</p> <p>また、契約書において「適法な請求があったときは、内容を審査の上、負担金の額を決定し、30日以内に交付するものとする」ことを定めながら、30日を超える日に交付していた。</p> <p>(1) 経費支出伺の起案日：平成27年5月22日 決裁日：平成27年5月22日</p> <p>(2) 遡りの起票日：平成27年3月31日 決裁日：平成27年3月31日</p> <p>(3) 支出額：311,850円</p> <p>(4) 請求日：平成27年3月31日</p> <p>(5) 支出命令起案日：平成27年5月22日 決裁日：平成27年5月22日</p> <p>(6) 交付日：平成27年5月25日</p>	<p>契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【会計事務の手引き】 第4章 支出 第2節 支出負担行為 1 支出負担行為の意義</p> <p>支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいいます。</p> <p>支出負担行為は、歳入の調定に相当し、支出発生の経理上の時点を選定したものであって、支出命令行為とは別個の行為として法定されており、法令又は予算の定めるところにしたがって、これをしなければならない。（地方自治法第232条の3、財務規則第39条）なお、支出負担行為は、年度内（3月31日まで）に行わなければならない。</p> <p>【平成26年度大阪府視覚障がい者施術所整備運営資金融資に信用保証料負担に関する契約書】 (交付)</p> <p>第3条 甲は、乙から適法な請求があったときは、内容を審査の上、負担金の額を決定し、30日以内に乙に交付するものとする。</p>	<p>平成27年9月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行った。また大阪府財務規則の規定を踏まえた補助金交付事務について周知徹底を図った。</p> <p>加えて、「会計事務の手引き」についても当該事務担当グループ内で周知した上で、年度をまたぐ可能性のある支出事務について、遅延の無いよう再確認を行った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年6月8日から同月17日まで）